破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３８号
長野県木曽郡木曽町福島5383番地
破産者　株式会社主婦の店福島店
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成１９年（フ）第６６７９号
東京都墨田区東駒形４丁目７番２号、申立時の本店所在地岐阜県岐阜市北山３丁目3648番地２
破産者　株式会社東海地所
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６４４号
東京都江東区大島１丁目21―３
破産者　冨山　正一
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０４１号
東京都江東区大島１丁目21番３号
破産者　株式会社イチフジ
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２号
岩手県釜石市只越町２丁目４番16号
破産者　株式会社福島屋
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第７３７号
埼玉県入間市大字南峯1095番地25
破産者　ミヤギ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８号
埼玉県川口市前川４丁目20番19号
破産者　有限会社モンマートふじや
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７号
埼玉県坂戸市大字石井2812番地13
破産者　株式会社千曲電機
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５２号
千葉県成田市大清水239番地１　フォレストヴィラＢ102
破産者　野瀬　　覚
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３７５３号
東京都渋谷区恵比寿南３丁目７番９号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿南３丁目７番１号
破産者　株式会社スリーインワン
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１１号
東京都墨田区東向島５丁目42番１号
破産者　有限会社なかむら
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１２号
東京都墨田区東向島５丁目42―１、開始決定時の住所東京都墨田区東向島５―22―８
破産者　大橋　侑子
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２５０号
埼玉県川口市新井町９番８号
破産者　株式会社第一通商
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の37
破産者　今井　泰志
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１８８号
岐阜県美濃加茂市西町１丁目208番地
破産者　株式会社太田工業
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第５号
岐阜県瑞浪市陶町水上909番地の２
破産者　ｉｚａｋａｙａ　Ｄｅａｓこと　三宅　里奈
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第８１１号
愛知県春日井市勝川町２丁目７番３号
破産者　株式会社ＰＲＩＵＳＴＡ
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９９号
名古屋市西区名西２丁目５番５号
破産者　有限会社柴田建装
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５９５号
愛知県小牧市小木東２丁目79番地
破産者　有限会社メイホク
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３９号
名古屋市中川区供米田２丁目308番地
破産者　株式会社ケーエス
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９８５号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字川原田985番地
破産者　有限会社小野田組
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２号
名古屋市西区那古野２丁目17番12号
破産者　株式会社ミススケ
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部